

（仮称）下北地区統合校校舎整備事業 設計・施工プロポーザル募集公告

次に掲げる事業についてプロポーザル（技術提案書）の募集を行うので公告する。

令和 7 年 1 0 月 1 6 日

青森県教育委員会教育長 風張 知子

1 事業概要

- （１）事業名 （仮称）下北地区統合校校舎整備事業
- （２）事業場所 むつ市文京町地内
- （３）契約名等 ア（仮称）下北地区統合校新校舎増築その他設計業務委託
 - （ア）屋上防水改修・実習室転用改修・トイレ改修設計業務委託
 - （イ）新校舎増築設計業務委託
 - （ウ）既存校舎リニューアル改修設計業務委託イ（仮称）下北地区統合校新校舎増築工事（ア（イ）に係る工事）
ウ（仮称）下北地区統合校新校舎増築設計意図伝達業務委託
（ア（イ）に係る業務）

詳細については、資料 1 「（仮称）下北地区統合校校舎整備事業設計・施工プロポーザル業務概要書（案）」のとおり。

- （４）履行期限 ア（ア）令和 8 年 3 月 3 1 日（火）（※）
 - （イ）令和 8 年 1 2 月 2 8 日（月）（※）
 - （ウ）令和 1 0 年 1 2 月 2 8 日（木）
 - イ 令和 1 0 年 1 2 月 2 8 日（木）
 - ウ 令和 1 0 年 1 2 月 2 8 日（木）（※）指定部分の履行期限とする。
- （５）上限価格 1, 3 1 6, 0 7 1, 0 0 0 円（消費税込み）
（うち、設計業務委託合計の上限価格 9 9, 1 9 4, 0 0 0 円（消費税込み）、建設工事の上限価格 1, 2 1 6, 8 7 7, 0 0 0 円（消費税込み））
- （６）発注方式

本プロポーザルは、コンソーシアム（設計担当者及び施工担当者で構成する共同事業体をいう。）からの技術提案について評価を行う公募型プロポーザル方式とする。

プロポーザルによる審査の結果、最優秀者と認められたコンソーシアムの各構成員と随意契約の交渉を行うものとする。

2 参加者の構成及び資格要件等

(1) 参加者の構成

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、設計を担当する者（以下「設計担当構成員」という。）及び施工を担当する者（以下「施工担当構成員」という。）で構成されたコンソーシアムとする。

なお、コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となることはできない（設計担当構成員のうち、建築構造、電気設備、機械設備の各分野を担当する者は除く。）。

(2) 設計担当構成員の要件

設計担当構成員は、次のアからツの全てに該当する者でなければならない。

なお、施工担当構成員に所属し、又は施工担当構成員と資本面及び人事面において関連のある者は、当該施工担当構成員とコンソーシアムを構成して応募することはできない。

ア 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。

エ 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。

オ 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

カ 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

キ 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から見積徴取の時までの間に、受けていない者であること。

ク 指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）が、参加資格規則第5条の規定により競争入札に参加する資格があると認定された日から見積徴取の時までの間に、ない者であること。

ケ 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号。以下「建設関連業務参加資格規則」という。）第3条第2項第2号に規定する建築関係建設コンサルタント業務について、同規則第5条の規定により

競争入札に参加する資格があると認定を受けていること（業務内容「建築一般」及び業務実績「青森県または他公共」に限る。）。

コ 青森県内に本店を有する者であること。

サ 過去15年間（平成22年4月1日から令和7年9月30日まで）に当該建設関連業務と同種・類似の建設関連業務の履行実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。なお、同種・類似の履行実績は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校（幼稚園を除く。）の学習スペースを含む新增改築及び改修設計（いずれの実績も必要であり、設計対象施設が全て工事完成した業務に限る。改修意図伝達業務及び工事監理業務は除く。）に限ることとし、共同企業体の構成員としての履行実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。

シ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っており、公告日時点で所属建築士が4名以上（うち一級建築士2名以上に限る。）いること。

ス 管理技術者並びに建築総合、建築構造、電気設備、機械設備の各分野の主任担当技術者を配置することができる者であること（電気設備と機械設備は兼務してよいこととする。）。

セ 管理技術者は一級建築士であること。

ソ 管理技術者及び建築総合主任担当技術者は、同一事務所に属していることとし、所属する事務所は他のコンソーシアムの構成員になっていないこと（建築構造、電気設備、機械設備の各分野の主任担当技術者は除く。）。

タ 建築構造、電気設備、機械設備の各分野の主任担当技術者は、業務の一部を再委託する場合は、指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。

チ 同一事務所（管理技術者及び建築総合主任担当技術者が所属している事務所）からの参加は1組に限る。

ツ 技術提案書を提出し、技術提案の内容が適正であること。

（3）施工担当構成員の要件

施工担当構成員は、次のアからテの全てに該当する者でなければならない。

ア 各構成員が、政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

イ 各構成員が、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 各構成員が、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成22年3月30日青森県規則第18号。以下「参加資格規則」という。）第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者又は同条第4項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定したものとみなされた者であること。

- エ 各構成員が、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 各構成員が、労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- カ 各構成員が、青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- キ 各構成員が、警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。
- ク 各構成員が、青森県建設業者等指名停止要領（平成２年６月２８日）付け青監第６３３号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から見積徴取の時までの間及び、建設工事の見積徴取に係る通知の日から随意契約の時までの間に受けていないこと。
- ケ 各構成員が、建設工事参加資格規則第５条第１項の規定により競争入札に参加する資格があると認定された日から建設工事の見積徴取の時までの間に、指名停止要領別表第９号から第１５号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。
- コ 次の管内（又は地域）に本店を有している者であること。
建築一式工事の構成員にあつては県内、電気工事及び管工事の構成員にあつてはそれぞれ青森県むつ市、下北郡、十和田市、三沢市、上北郡。
- サ 構成員の数は、建築一式工事が２者、電気工事及び管工事が各１者の計４者であること。
- シ 建設工事参加資格規則第６条第１項の規定により、建築一式工事の構成員にあつては特Ａ級に、電気工事及び管工事の構成員にあつてはそれぞれＡ級に決定されていること。
- ス 建築一式工事にあつては、共同施工方式の特定共同企業体（甲型共同企業体）であること。
- セ 建築一式工事の特定共同企業体の代表者（以下「建築一式工事の代表者」という。）は、建築一式工事の建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２第３項の規定による経営事項審査の直近年度の総合評定値が、１，０００点以上であること。
- ソ 建築一式工事の代表者、電気工事又は管工事の構成員は、過去１５年間（平成２２年４月１日から令和７年９月３０日まで）に県発注の同種（建築一式工事、電気工事、管工事）の建設工事施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。

ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。

タ 各構成員が、建設業法第26条に規定する専任の主任技術者又は監理技術者を設置することができること。ただし、建築一式工事の主任技術者にあつては、1級相当の国家資格等を有する者に限る。また電気工事及び管工事の主任技術者にあつては、1・2級相当の国家資格等を有する者に限る。

チ 建築一式工事の特定共同企業体の構成員の出資比率がそれぞれ40パーセント以上であること。

ツ 建築一式工事の代表者の建築一式工事に係る工事施工能力が建築一式工事の構成員の中で最大であること。

テ 建築一式工事の特定共同企業体の構成員の出資比率の中で建築一式工事の代表者の出資比率が最大であること。

(4) その他

次の各号に掲げる者は、本手続に参加することができない。また、参加者は、次の各号に掲げる者から本手続に関し、助言、協力等の援助を受けてはならない。

ア 本プロポーザル審査委員会の委員

イ 青森県教育庁職員、青森県職員

ウ ア及びイに掲げる者が自ら又はその家族が主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び当該組織に所属する者

3 手続等

(1) 担当部署

〒030-8540 青森市長島一丁目1番1号

青森県教育庁学校施設課 施設整備グループ

電話番号 017-734-9874 (直通)

FAX 017-734-8268

電子メール shisetsu-seibi@pref.aomori.lg.jp

(2) 概要書等の交付

ア 交付する資料

資料1 (仮称) 下北地区統合校校舎整備事業設計・施工プロポーザル業務概要書

資料2 (仮称) 下北地区統合校新校舎増築その他設計業務委託特記仕様書

資料3 (仮称) 下北地区統合校新校舎増築設計意図伝達業務委託特記仕様書

資料4 公共建築設計業務委託共通仕様書 (令和6年改定版)

資料5 建築設計業務委託契約書 (案)

資料6 建築設計業務委託契約書 (案) (設計意図伝達業務委託)

資料7 建設工事請負契約書（案）

資料8 むつ工業高等学校 図面リスト

資料9 むつ工業高等学校 学校要覧（令和7年5月1日現在）

資料10 大湊高等学校 学校要覧（令和7年5月1日現在）

イ 交付期間

公告の日から令和7年11月6日（木）まで

ウ 交付場所

青森県ホームページ（<https://www.pref.aomori.lg.jp/>）

⇒ 部署別 ⇒ 教育委員会 ⇒ 学校施設課

（3）質問の受付等

ア 質問の受付期間

公告の日から令和7年10月24日（金）午後4：45まで

イ 受付場所

（1）と同じ。

ウ 質問の方法

質問書（様式1）を作成し、担当部署へFAX又は電子メール（受信確認を担当部署に電話により行うこと。）により提出すること。電話及び直接来庁等、口頭による質疑には応じない。

なお、FAX又は電子メールにより提出した場合の原本については、アの受付期間内に持参又は郵送により提出すること。

（4）参加表明書の提出

ア 提出書類及び部数

参加表明書（様式2（日本産業規格A4判 縦・片面））～1部

イ 提出期限

令和7年11月7日（金）午後4時

ウ 提出方法・場所

（1）の担当部署に持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限日必着。）により提出すること。電子メール又はFAXによる提出は受理しない。

なお、持参する場合の受付時間は、土曜・日曜・休日を除く、午前9時から午後4時までの間とする。

封筒の表面には、「（仮称）下北地区統合校校舎整備事業 設計・施工プロポーザル関係書類在中」と記載すること。

エ 留意事項

代表者は、設計担当構成員とすること。

（5）技術提案書の提出

ア 技術提案書の提出の要請

参加表明書の提出者の参加資格を審査した後、技術提案書の提出の要請及び審査結果の通知を令和7年11月11日（火）頃行います。

イ 提出書類及び部数

内容等	様式等	部数	添付書類
技術提案書表紙	様式3（日本産業規格A4判 縦・片面）	1	—
配置技術者	様式4（日本産業規格A4判 縦・片面）	6	1
業務実績書	様式5（日本産業規格A4判 縦・片面）	6	1
見積価格	様式6（日本産業規格A4判 縦・片面）	6	—
課題に対する提案	様式7（日本産業規格A3判 横・片面）	6	—

このほか、様式3から7を項目別にPDFファイルとし、電子媒体（CD又はDVD）に格納の上提出すること。

ウ 提出期限

(ア) 様式3～5 令和7年11月 7日（金）午後4時

(イ) 様式6～7 令和7年11月14日（金）午後4時

エ 提出方法・場所

（1）の担当部署に持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限日必着。）により提出すること。電子メール又はFAXによる提出は受理しない。

なお、持参する場合の受付時間は、土曜・日曜・休日を除く、午前9時から午後4時までの間とする。

封筒の表面には、「（仮称）下北地区統合校校舎整備事業 設計・施工プロポーザル関係書類在中」と記載すること。

オ 留意事項

(ア) 配置技術者（様式4）について

a 設計業務担当の管理技術者は、（仮称）下北地区統合校新校舎増築その他設計業務委託特記仕様書（資料2）Ⅱ業務仕様 3. 管理技術者等の資格要件（1）管理技術者の要件を満たす必要があること。

b 設計業務のうち、一部を再委託する場合には、再委託先の協力者が（仮称）下北地区統合校新校舎増築その他設計業務委託特記仕様書（資料2）Ⅱ業務仕様 3. 管理技術者等の資格要件（3）協力者の要件を満たす必要があること。

c 施工担当者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を設置できる者であること。

(a) 建築一式工事にあつては1級以上相当の国家資格又はこれと同等以上の資格を有するものであること。

(b) 電気工事及び管工事にあつては1・2級以上相当の国家資格又はこれと同等

以上の資格を有する者であること。

(C) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

(d) 参加者又は協力者は、他の参加者の協力者となっていないこと。

(イ) 業務実績書（様式5）について

業務実績書に記載する同種・類似業務並びに添付する書類は次のとおりとする。

a 設計担当構成員について

参加資格確認用 「2（2）サ」に該当する設計業務

評価審査用 「2（2）サ」に該当する設計業務

添付書類 (a) 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の業務カルテ写し
又は契約書・業務計画書・検査結果通知書等の写し

(b) 業務仕様書・設計図（平面図）の写し

(c) 施設の完成が確認出来る書類の写し
（発注者ホームページ・広報の記事等）

b 施工担当構成員について

参加資格確認用 「2（3）サ」に該当する工事

評価審査用 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校（幼稚園を除く。）の学習スペースを含む新增改築及び改修工事で、
過去15年間（平成22年4月1日から令和7年9月30日
まで）に完成した工事（共同企業体の構成員としての履行
実績は、出資比率40パーセント以上の場合に限る。）

添付書類 (a) 工事实績情報サービス（CORINS）の登録データ写し
又は、契約書・検査結果通知書等の写し

(b) 竣工図（平面図）の写し

(c) 共同企業体で施工した場合は協定書の写し

(d) 経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写し

(ウ) 見積価格（様式6）について

見積価格として、設計業務委託、設計意図伝達業務委託及び建設工事の総額（消費税込み）を記入し、内訳として、各業務及び工事の金額（消費税込み）を記入する。

(エ) 課題に対する提案（様式7）について

課 題	(1) 新校舎の転用改修の容易性について (新校舎は将来的には実習棟等としての活用を想定)
	(2) 既存校舎の改修期間中の動線計画について
	(3) 設計段階における生徒の意見反映について
	(4) 工期短縮及びコスト縮減について

- a 課題に対する取り組み方法や工夫等の提案を、文章での表現を原則として基本的な考え方を簡潔に記述し、A 3 版 2 枚以内に収めること。
- b 使用する文字の大きさは 11 ポイント以上とする。ただし、挿絵などのキャプションやスケッチ内の文字の大きさは 11 ポイントより小さい文字として構わない。
- c 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限の範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならない。
- d 技術提案の評価に当たっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。
- e 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合）は、評価対象とならない。
- f 視覚的表現の表現方法が許容範囲を超えていると判断される場合は、減点対象とする。
- g 参加者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。

4 評価基準

技術提案書提出者（参加者）を選定するための評価基準（評価項目、判断基準、評価配点）は、別表のとおりである。

5 審査

（１）参加資格審査

参加表明書を提出した者のうち、「2 参加者の構成及び資格要件等」に係る審査を実施し、全ての参加資格要件を満たす者をプロポーザル審査の対象として選定する。

（２）プロポーザル審査（ヒアリング）

（１）で選定された者の中から、配置技術者、業務実績、見積価格及び課題に対する提案を総合的に評価し、最優秀者及び優秀者、各 1 者を特定する。

なお、ヒアリングの詳細は、別途通知する。

（３）審査委員会

ア （２）の審査は、審査委員会において行う。

イ 審査委員は次のとおりとする。

- （ア）青森県教育庁職員
- （イ）青森県県土整備部職員
- （ウ）青森県財務部職員

(エ) 青森県立大湊高等学校関係者

(オ) 青森県立むつ工業高等学校関係者

(4) 結果の通知等

プロポーザル審査の結果は、参加者に対し、書面により通知する。

また、評価結果等については、青森県ホームページへの掲載等により公表するものとする。

6 ヒアリング

以下のとおりヒアリングを行う。

(1) 実施場所：青森県教育委員会（青森県庁内）

(2) 実施日：令和7年11月下旬（令和7年11月18日頃通知予定）

(3) 出席者：管理技術者、建築総合主任担当技術者、施工担当構成員、補助員の計4名を上限とする。

(4) その他：

ア ヒアリングでは「4 評価基準」の別表について、質疑応答を行う。

イ ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。

ウ ヒアリングの日時、会場、留意事項等は、技術提案書の提出者の選定後、別途通知する。

7 随意契約

(1) 青森県教育委員会は、最優秀者のコンソーシアムの各構成員とそれぞれ設計業務委託、設計意図伝達業務委託、建設工事の随意契約（地方自治法施行令第167条の2第2号に基づく随意契約をいう。以下同じ。）の交渉を行うものとする。

ただし、最優秀者のコンソーシアムの構成員に事故等があり、随意契約の交渉が不可能となった場合は、優秀者のコンソーシアムの各構成員とそれぞれ設計業務委託、設計意図伝達業務委託、建設工事の随意契約の交渉を行うものとする。

なお、設計業務委託、設計意図伝達業務委託、建設工事の合計契約金額、設計業務委託と設計意図伝達業務委託の合計契約金額、及び建設工事の契約金額は、「1（5）上限価格」を超えることはできない。

また、設計業務は3（5）オ(ウ)で提出した見積価格を超えることはできない。

(2) (1)の随意契約の交渉までに建設関連業務参加資格規則第3条第2項第2号に規定する建築関係建設コンサルタント業務について、同規則第5条の規定により一般競争に参加する資格があるとの認定を受けることができなかった場合は、その者とは契約は行わないものとする。

(3) 本手順のうち、設計業務委託（1（3）ア(ウ)の業務に限る。）、建設工事及び設計意図

伝達業務委託は令和８年度以降の予算成立を前提とした手続きであり、予算が成立しなかった場合、契約は行わないものとする。

８ 理由の説明

- (１) 審査の結果、参加者のうち最優秀者として特定されなかった者は、青森県教育委員会に対し、その通知が到達した日から起算して５日以内（土曜、日曜、休日は含めない。）に書面によりその理由について説明を求めることができる。
- (２) (１) の書面は持参するものとし、郵送又は電子メールによるものは受け付けない。
- (３) 青森県教育委員会は、(１) の求めに対する回答を７日以内に行う。

９ プロポーザル実施上の留意事項

(１) 使用言語等

本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(２) 提出件数

参加表明書及び技術提案書の提出は、参加者１者につき１件とする。

(３) 費用負担

提出書類の作成及び提出に要する費用、旅費、その他本手続への参加に関し要した経費は、参加者の負担とする。

(４) 失格の要件

提出された参加表明書及び技術提案書が、次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 参加表明書及び技術提案書作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(５) 提出書類の扱い及び公表等

ア 提出期限までに書類が到達しなかった場合は、受け付けない。

イ 提出した書類への追加、差替え及び再提出は認めない。また、提出書類に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。

なお、変更する場合には前任者と同等以上の資格及び実績を有する者とする。

ウ 最優秀者及び優秀者に特定された者の技術提案書は、公表する場合がある。

エ 提出された書類は返却しない。

オ 提出された書類に虚偽記載をした者に対して、指名停止要領の規定に基づく指名停止措置を行うことがある。

カ 提出された書類の内容に第三者の著作物の公表、展示等が含まれている場合には、提出者が当該第三者に承諾を得ておくこと。

キ 提出書類作成のために県から受領又は閲覧した資料は、本プロポーザルに限り使用し、県の了解なく公表・使用することはできない。

10 設計・施工上の留意事項

(1) 工事上の留意事項

ア 本工事の施工に伴う周辺道路、建築物、工作物等への損傷に対する復旧や、補償などに要する費用は、全て事業者の負担とする。

現場周辺の道路における通行者等の安全に十分留意をし、付近住民への迷惑行為のないよう配慮するとともに、テレビ受信障害の苦情に対しては速やかに調査員及び監督員と協議すること。

また、近隣との相互理解に努め、発注者と連絡を密にし、付近の住民に対して誠意と責任のある対応をすること。

イ 工事の施工に当たっては、工事用資材等を運搬するダンプトラック等の大型自動車による交通事故防止の観点から、ダンプカー事業者に対しては、ダンプカー協会（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第12条に規定する団体をいう。）加入車を優先的に使用させるように配慮すること。

ウ 建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入している事業者は、工事契約を締結後1ヶ月以内に建退共に発注者用掛金収納書を提出すること。また、建退共に加入していない契約者は、速やかに加入し掛金収納書を提出すること。なお、期限内に提出できない特別の事情がある場合は発注者に申し出ること。

エ 契約者（請負者と契約に基づき事業を実施する者を含む。以下同じ）は、この契約にかかる工事の施工に必要な無技能労働者については、公共職業安定所の紹介する失業者を雇用するよう努めること。

(2) 暴力団員等による不当介入に対する通報・報告義務

事業者は、事業者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

(3) 火災保険等

施工担当者は、建設工事請負契約書第54条の規定により、下記保険に付すこと。

ア 保険種別

保険種別は下記のとおりとし、いずれかの保険契約をすること。

普通火災保険、火災建築保険、建設工事保険、組立保険

イ 加入を要しない単独工事

外構、植栽、書架制作据付、地盤調査、解体、敷地調査、草地造成等

ウ 保険契約の時期、加入期間、対象金額

(ア) 保険契約の時期、加入期間、対象金額

保険種別		加入時期	加入期間	保険対象金額
建設工事保険		工事開始時	工期後 19日	請負金額の100% 以上
組立保険		機材搬入時	同上	同上
普通火災保険 火災建築保険	建築	基礎完了時	同上	請負金額の85%以 上
	設備	機材搬入時	同上	請負金額の95%以 上
	その他	機材搬入時	同上	請負金額の100% 以上

(イ) 契約変更に伴い、当初の請負金額の15%を超える増額（累計した額）が行われた場合、又は工期を延長した場合は、ただちに前表に準じて加入内容変更の措置を講ずること。

(ウ) 事業者は、保険証書の写しを、発注者に1部提出すること。

(4) “CORINS”（工事实績データ）への登録について

施工担当者は、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、工事实績情報を登録機関に登録申請しなければならない。

（問い合わせ先）

一般財団法人日本建設情報総合センター（03-3505-0411）又は一般財団法人日本建設情報総合センター東北地方センター（022-223-9665）

(5) デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、契約後、監督員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。対象工事では、以下のアからエの全てを実施することとする。

ア 対象機器の導入

施工担当者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という）については、営繕工事写真撮影要領 2. (3) 撮影方法に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」 (URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載している技術を使用していること。

また、施工担当者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の、事例として、URL「https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/Index_digital.html」記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

イ デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

施工担当者は、アの使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事写真撮影要領 2. (3) 撮影方法による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

ウ 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、イに示す黒板情報の電子的記入については、営繕工事写真撮影要領 4. で規定されている写真編集には該当しない。

エ 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

施工担当者は、イに示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。

なお、納品時に、施工担当者は、URL「<https://www.jcmsia.org/kokuban>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。

監督員は、提出された信憑性確認の結果を、確認することがある。

(6) 青森県認定リサイクル製品の使用

本工事は「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」に基づき、「青森県認定リサイクル製品」を使用し工事を実施するよう努めるものとする。

なお、「青森県認定リサイクル製品」の入手が困難な場合のほか使用できない理由があ

る場合は、その旨を「書面」で提出し、監督員の承諾を得て新材製品を使用するものとする。(Aグループのみ)

【青森県認定リサイクル製品優先使用指針-使用上のグループ区分に基づく認定製品の使用】

Aグループ	特段の理由がない限り、優先使用に努める。
Bグループ	試験的な使用等、積極使用に努める。

※使用上のグループ区分は、価格と施工実績によるもので製品の優劣で定めたものではない。Bグループの製品であっても使用できる工種がある場合は使用するよう努めるものとする。

認定リサイクル製品の使用上のグループ区分、パンフレット及び優先使用指針は青森県のホームページに掲載されています。

【青森県ホームページ】<https://www.pref.aomori.lg.jp/>

⇒ くらし・防災・環境 ⇒ 環境・エコ ⇒ 青森県リサイクル製品認定制度

11 リスク分担表

大項目	小項目	リスクが発生する可能性のある要因	リスク分担先	
			発注者	受注者
技 術 条 件	工 法	工法の性能確保、使用機械の故障、使用材料の品質のばらつき等		●
	支 持 地 盤	地業工事における工法や使用材料の変更等	●	●
	そ の 他	施工方法に関する技術提案等		●
自 然 条 件	湧 水 ・ 地 下 水	予見不可能な湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位当の影響等	●	●
		上記以外		●
	気 象	雨、雪、風及び気温等による影響		●
	そ の 他	自然環境への配慮		●
社 会 条 件	地 中 埋 設 物	与条件として明示していない地下埋設物等作業障害物の撤去、移設	●	
		上記以外		●
	近 接 施 工	工事の影響に配慮すべき道路、架空線、建築物、工作物等		●
	騒 音 ・ 振 動 ・ 大 気	施設利用者及び周辺住民に対する騒音、振動及び排出ガスへの配慮		●
	水 質 汚 濁	周辺水域環境に対する水質汚濁への配慮		●
	作 業 用 道 路	資機材搬入用として利用する生活道路等の制約と近隣及び交通車両等への配慮		●
	作 業 用 ヤ ード	対象工事敷地外でも別途ヤード確保		●
	建 設 副 産 物	産業廃棄物、一般廃棄物の処分		●
	そ の 他	上記に記述したもの以外の環境・日照対策、ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策等		●
マ ネ ジ メ ン ト 特 性	施 設 利 用 者 対 応	施設利用者への対応	●	
	住 民 対 応	近隣住民への対応		●
	関 係 行 政 機 関	関係行政機関との調整・打合せ等		●
	工 程 管 理	工期・工程の制約及び変更への対応（工法変更等に伴うものを含む）		●
	品 質 管 理	品質管理への対応（高い品質管理精度の要求等を含む）		●
	安 全 管 理	高所作業及び夜間作業等の危険作業		●
	作 業 用 通 路 ・ ヤ ード	対象工事敷地内の作業用通路及び作業スペースの制約		●
	そ の 他	災害時の応急復旧		●
そ の 他	不 可 抗 力	災害（辞し、豪雨、豪雪等）への対応	●	●
	人 為 的 な ミ ス	設計のミス、積算の誤り		●
	法 律 基 準 等 の 改 正	条例、法規、基準及び指針等の改正による設計変更、税制改正による工事費の変更	●	●
	労 働 者 確 保	被災地以外からの労働者確保への対応	●	●

※１：リスク分担先が発注者及び受注者の両方となっている事項の分担割合は、両者の協議による。

※２：このリスク分担項目にないものは両者が協議し定める。

別表

	評価項目	評価の着目点						評価配点		様式	
		判断基準		構成員		小計					
技術資料	資格	専門分野の技術者資格 ※管理技術者及び施工担当者の資格は、参加資格で条件設定されているため評価対象としない。		各担当分野について、資格の内容を以下の順で評価する。 ①建築総合・建築構造：一級建築士(0.5点)、二級建築士(0.25点)、その他(0点) ②電気：建築設備士・技術士・一級建築士(0.5点)、一級電気工事施工管理技士(0.25点)、二級電気工事施工管理技士・その他(0点) ③機械：建築設備士・技術士・一級建築士(0.5点)、一級管工事施工管理技士(0.25点)、二級管工事施工管理技士・その他(0点)				評価対象資格件数 各1資格			
						設計	主任 担当技術者	建築総合	0.5	2	
								建築構造	0.5		
								電気	0.5		
	機械	0.5									
	技術力	実績 【校舎・新増改築】	過去15年間(平成22年4月1日から令和7年9月30日まで)の同種又は類似業務の実績 (対象施設が完成した実績の有無及び携わった立場) ※評価対象 設計担当者:各技術者1人 施工担当者:各企業1社 (建築は代表者)	本業務での担当業務分野と同じ担当業務分野の実績に限り、以下の順で評価する。(管理技術者と建築総合主任技術者の実績のみ、それぞれの担当業務分野に有効とする。) ①同種業務の実績がある。(1.0点) (県立高等学校校舎(学習スペースを含むこと。))の新築、増築及び改築工事) ②類似業務の実績がある。(0.5点) (学校教育法に基づく学校(幼稚園を除く。))校舎(学習スペースを含むこと。))の新築、改築及び増築工事)		評価対象物件数 各1件				様式5	
						設計	管理技術者		1		8
							主任 担当技術者	建築総合	1		
								建築構造	1		
		電気設備	1								
施工		担当者 (企業)	機械設備	1							
			建築一式	1							
			電気	1							
	管		1								
実績 【校舎・改修】	過去15年間(平成22年4月1日から令和7年9月30日まで)の同種又は類似業務の実績 (対象施設が完成した実績の有無及び携わった立場) ※評価対象 設計担当者:各技術者1人 施工担当者:各企業1社 (建築は代表者)	本業務での担当業務分野と同じ担当業務分野の実績に限り、以下の順で評価する。(管理技術者と建築総合主任技術者の実績のみ、それぞれの担当業務分野に有効とする。) ①同種業務の実績がある。(1.0点) (県立高等学校校舎(学習スペースを含むこと。))の改修工事) ②類似業務の実績がある。(0.5点) (学校教育法に基づく学校(幼稚園を除く。))校舎(学習スペースを含むこと。))の改修工事)		評価対象物件数 各1件				様式5			
				設計	管理技術者		1		8		
					主任 担当技術者	建築総合	1				
						建築構造	1				
電気設備	1										
施工	担当者 (企業)	機械設備	1								
		建築一式	1								
		電気	1								
		管	1								
成績評定	【企業】	県発注業務の令和3年1月1日から令和6年12月31日までの成績評定の平均点		設計		4	8	/			
		県発注工事の令和3年1月1日から令和6年12月31日までの成績評定の平均点		施工		4					
見積書	価格	見積書に記載された金額を参加者のうち最も低い金額で除したものの逆数に配点を乗じたものとする。 (小数点第3位以下四捨五入)		設計業務一式(意図伝達業務は除く。))の見積価格を対象とする。(6.0点)		6	14	様式6			
				建設工事一式(建築一式工事、電気工事、管工事全てを含む。))の見積価格を対象とする。(8.0点)		8					
技術提案書	業務実施方針及び手法	特定テーマに対する技術提案 (評価にあたっては、技術提案書の内容及びビヤリングの結果により総合的に判断を行う。)		以下Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを考慮して総合的に評価する。 Ⅰ 的確性 (与条件との整合性が取れているか等) Ⅱ 独創性 (工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等) Ⅲ 実現性 (提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか、建設工事における具現性はあるか等)		① 新校舎の転用改修の容易性について (新校舎は将来的には実習棟等としての活用を想定)		15	60	様式7	
						② 既存校舎の改修期間中の動線計画について		15			
						③ 設計段階における生徒の意見反映について		15			
						④ 工期短縮及びコスト縮減について		15			
審査委員1人の評価点合計							100				
審査委員5人の評価点合計(参加者1コンソーシアムの評価点)							500				